

千葉市水道局入札参加資格等審査会設置要綱

(設置)

第1条 本市は、水道局の所管に係る各種修繕及び業務委託（以下「業務委託等」という。）に関し必要な審査を行うため、千葉市水道局入札参加資格等審査会（以下「審査会」という。）を水道局内に置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、1件あたりの設計金額が1,000万円以上の業務委託等に係る次に掲げる事項を審査する。

- (1) 指名競争入札の方法により行う理由及び指名業者の選定に関すること。
- (2) 一般競争入札及び希望型指名競争入札における入札参加資格の設定に関すること。
- (3) 随意契約の相手方及び理由に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、業務委託等に関し必要な事項。

2 前項の規定にかかわらず、審査会は、次に掲げる事項の審査は行わない。

- (1) 「千葉市決裁規程の運用について（依命通達）」により、施行決定を省略する場合
- (2) 水道局業務委託希望型指名競争入札実施要領第5条第2項により指名競争入札に切替える場合
- (3) 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号により随意契約に切替える場合
- (4) 別に設置される審査会等で審査されたものであって、その審査内容が当該審査会の審査内容と同等であると委員長が認める場合

(組織)

第3条 審査会は、別表に掲げる、委員長及び委員をもって組織する。

(職務)

第4条 審査会の委員長は、会務を総理する。

2 審査会の委員長に事故があるとき又は欠けたときは、水道局次長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、必要の都度、委員長が招集する。

2 審査会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開催することができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、議案となっている業務委託等を所管する委員は、当該議案に係る議決に参加することができない。

4 委員長は、急施を要し、又は審査会の会議を開催する暇のないときは、委員に回議してこれに代えることができる。

5 委員長は、審査に必要があるときは、業務委託等を発注する所管課等に対し必要な資料を提出させ、又は関係職員を審査会に出席させて説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、水道局水道総務課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、水道局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

別表（千葉市水道局入札参加資格等審査会委員名簿）

	所 属	職 名
委 員 長	水道局	局 長
委 員	水道局	次 長
	水道総務課	課 長
	水道事業事務所	所 長
	下水道経理課	課 長